

令和元年度 第2回生駒市行政改革推進委員会分科会① 会議録

開催日時 令和元年7月22日(月) 午後1時30分～午後4時00分

開催場所 コミュニティセンター 2階 203・204会議室

出席者

(委員) 森会長、南部委員

(事務局) 杉浦総務部長、大西総務部専門官、岡田財政経営課長、南口財政経営課課長、齊藤財政経営課主幹兼経営係長、島田財政経営課同係主任、政木財政経営課同係係員

(担当課) 清水市民活動推進課長、後藤市民活動推進センター所長、西田市民活動推進センター係員

奥田商工観光課長、水澤商工観光課課長補佐

武元高齢施策課長、児玉高齢施策課課長補佐、古田高齢施策課主幹、小林高齢施策課係長

(傍聴者) なし

欠席者

松岡委員、上坂委員

《案 件》

事務事業の見直し

- (1) 高齢者交通費等助成事業(生きいきクーポン)
- (2) 足湯施設の運営
- (3) マイサポいこま
- (4) 中小企業融資制度

《会議内容》

(1) 高齢者交通費等助成事業(生きいきクーポン)

■前回分科会のまとめ

- ・事業名にもあるように高齢者等の移動権を確保することを目的とした事業であると思うが、実態として介護用品の購入に使用できるなど、本来の目的からずれが生じているのではないかと考える。また、高齢者数は増加していくにもかかわらず、事業を継続するということが困難であり、今の若い世代のことを考えると世代間に不均衡があるという点についても問題がある。さらに、社会保障関係費の増加等による財政状況の悪化が問題となっており、事業の優先順位をつける必要がある。しかし、交通弱者の移動手段を確保することは重要なので、高齢施策に留まらない交通施策を考えることで、本来の目的にあった事業に転換してはどうかというのが委員会としての意見である。

■担当課ヒアリング内容

- ・高齢者の外出を促すことを目的に本事業は実施された。介護用品の購入に使用できるようになったという点について、当初の目的より変更しているが、高齢者の状態に応じた形で使用いただけるよう、外出が困難な方については介護用品の購入に使用できるようにすることで公平を保つようにしている。実際の使用率を見ても、交通費助成を目的とした使用が一番多くなっている。
- ・クーポン券を本人以外が使用することについて、奈良交通 CI-CA を利用する場合、チャージ後に別の方が利用することは考えられるので、完全に本人以外が使わないようにするというのは正直難しい。タクシーの利用であれば、クーポン券を直接渡すことになり、運転手が気づくことも考えられるが、CI-CA の場合は、本人かどうか把握することは難しい。
- ・高齢者の移動権の確保に関し、交通関係の部局などと連携して、庁内で効果的な方法を検討することについて、検討することはできる。たけまる号の 1 路線にどれぐらいの年間コストがかかっているかわからないので、今お答えするのは難しい。
- ・総務部の中に防災安全課があり、たけまる号など生駒市域の公共交通に関することを担当しており、計画の策定から運行まで実施している。高齢施策課や都市計画課、建設部とともに、高齢者に限らず、交通弱者と呼ばれる方の交通手段の確保について検討する必要があるという問題意識は当然持っている。
- ・たけまる号の運行数の増数や運行地域の拡大について、奈良交通が運行している地域は、民間営業エリアということもあり、その地域にたけまる号が運行することはない。市内は南北に長く、優先順位を決めたうえで、現在 5 路線運行している。平成 23 年に計画を策定したが、当時と比べるとまちづくりのあり方や都市計画の考え方は大きく変化してきているので、今後の公共交通のあり方を考えなければならない時期にある。
- ・5 路線運行の費用について、市の補助は運行経費の 7 割までとしているが、路線によってはよく利用されていることから市の持ち出しが 3 割程で済んでいる路線もある。
- ・クーポン券の使用率について、平成 30 年度の実績で、電車が 31.7%、タクシーが 21.5%、バスが 28.6%、介護用品が 13.4% となっており、公共交通機関の使用率としては 93.7% となっているので、ほとんどが交通助成として使用されている。
- ・高齢者が一律に交通弱者ではないということについて、自家用車の利用ではなく、公共交通機関を利用いただきたいことから、それに誘導したいという側面もあると考えている。
- ・交通助成が必要ない方の介護用品の購入のためのクーポン券の選択の可否については、選択することができる。

■担当課ヒアリングを踏まえての委員意見

- ・高齢者の移動権の確保は重要な課題であり、交通関係の部局などと連携して、庁内で効果的な方法を検討していただきたい。また、生駒市コミュニティバスたけまる号のあり方なども含めて検討してほしい。
- ・厳しい財政状況が見込まれる中、事業の優先順位をつける必要があるので、当該事業は「廃止」すべきである。

(2) 足湯施設の運営

■担当課ヒアリング内容

- ・足湯施設の1日の平均利用者は50人以上となり、一定数の利用者がいる。
- ・足湯施設について、本来行政が実施しなければならない事業とはいえ、施設も老朽化し、設備の更新や改修に経費がかかるのであれば、廃止したほうがいいのではないかとというのが委員会としての評価である。廃止するにあたり、施設を譲渡することで市としての負担を軽減することができればいいと思うがどうか。公共施設マネジメントの対象にもなる施設であり、廃止を検討すべきではないか。
- ・温泉水は足湯の他に、民間施設である「特別養護老人ホーム延寿」及び市の施設である「介護老人保健施設優楽」に供給販売しているが、それぞれの施設は温泉水であることを売りにしているため、廃止することによる反発を懸念している。
- ・延寿や優楽の利用者のために市民の税金を投じることについて、足湯を実施するにも温泉が必要となるが、民間施設への供給分については、民間施設に費用負担をしていただいている。
- ・設備更新や改修の時期について、大きな設備更新は今のところ予定しておらず、故障した場合の修繕はあり得るが、定期的な改修はない。
- ・コストに対して施設から得る収入額は低く、差額分は税金が投入されているが、市民に対して税金を投入するだけの効果として、施設への温泉の供給と足湯の効能がある。
- ・優楽は市の施設で、延寿は社会福祉法人宝山寺福祉事業団の福祉施設である。
- ・社会福祉法人宝山寺福祉事業団に施設を引き取ってもらうことについて、温泉を利用して特別養護老人ホームとして活用してもらうという経緯があったため、コストを負担してまで施設を引き取ってもらうような交渉をすることは難しい。
- ・当時は財政的にも施設を維持することが可能であったかもしれないが、状況が変わっているので、そのような経緯があったとしても事情を話し、優先順位からみても公益性のある事業に経費をまわさなければ市として厳しいという説明は充分できる。地図でも足湯施設の位置を確認したが、公益性があるとは言い難い。

■担当課ヒアリングを踏まえての委員意見

- ・財政的に余裕があれば維持してもいいとは思いますが、現在の財政状況の中で市民の税金を投じてまで維持すべき施設かどうかということを考える必要がある。
- ・将来的に廃止することにはなるが、すぐに廃止するか、ポンプが故障するまでは維持し続けるかという判断になると思う。維持し続けるだけの値打ちがあるかということになるだろう。
- ・足湯は沸かす必要があり、燃料代の負担が大きいのであれば、その経費に見合うだけの役割が見出せないため、足湯施設としては「廃止」し、温泉の供給については、収益があり、市民のためにもなるので、ポンプが故障するまでは「継続」とする。

(3) マイサポいこま

■前回分科会のまとめ

- ・平成30年度の支援額2,826千円に対して、必要経費が2,249千円かかっており、コストバランス

が非常に悪いというのが本委員会で指摘のあった点である。また、支援対象登録団体の一覧を見たが、中には公益性が高いと判断するには疑問を感じる団体もあった。税金を投じる以上、人気投票によってどの団体も支援するというわけにはいかないが、それについて担当課ではどう考えているのか。マイサポいこまの制度によって、市民活動団体の認知度が上がり、行政と共に活動するという方向性は評価すべき点であるが、問題点がいくつか挙がっているので、違う仕組みを考える時期にあるのではないか。このことに対して意見が挙がっていたのは、マイサポいこまに限らず、他の担当部局で補助金を出しているケースもあると聞いたので、担当部局間との調整も必要ではないかということである。例えば、環境を保全する団体がマイサポいこまの支援対象団体として掲載されている一方で、環境保全を担当する部局から補助金が出ていることも考えられる。このような場合の調整はどのようにされているのか。

■担当課ヒアリング内容

- ・支援金額に対して必要経費がかかりすぎてコストバランスが悪いのではないかとのご指摘だが、一番費用がかかっているのがマイサポいこまの冊子で、印刷製本費として約 160 万円かかっている。必要経費が高いと言われるが、不要な経費とは考えておらず、一般市民に向けての市民活動のPRにもなると考えている。また、生駒市自治基本条例の第 41 条 2 項を見ていただくと、「市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。」とあるように、マイサポいこまの届出も支援の一つであると認識している。届出だけでなく、活動に市民に参加していただくことにも意味があると考えており、目的を持って実施しているので、必要経費として捉えている。次に、支援団体のうち公益性が高いと認められない団体もあるのではないかとのご意見だが、NPO法の項目に該当する団体であり、一般市民が広く参加できる活動であれば公益性があるものとして承認している。他の市の補助金との調整はどのようにされているのかというご質問について、市から補助金を受けている市民活動団体はマイサポいこまの対象にはならないため、支援対象団体として掲載している団体は市の補助を受けていない。
- ・昨年度実績の申込数と支援団体に対して希望金額が出ているのかについて、平成 30 年度は 30 団体から申請があり、うち 19 団体は支援金希望額を達成する活動実績があった。
- ・支援希望金額と支援金額について、平成 30 年度の支援額の 2,826 千円というのは最終的な助成金額である。例えば、希望金額として 10 万円を提案していたが、実際にかかった必要経費が 8 万円だった場合、助成金額としては半額の 4 万円となり、支援希望金額と支援金額は必ずしも一致しない。
- ・申請のあった 30 団体中、支援希望額を達成した 19 団体の支援金額が 2,826 千円であり、残り 11 団体についても支援金額の満額ではなくとも支援金があるのかという点について、11 団体についても全く支援金が出ないということではない。希望金額に届かない場合、自主財源を投入したり、変更申請により事業の規模を縮小して活動を実施されることもある。支援希望額に達した 19 団体と残りの 11 団体を合わせた 30 団体に対して、市から補助金として出した支援額が 2,826 千円となる。
- ・マイサポいこまの仕組みが効率的かどうかについて、一番効果的な方法かどうかといわれると正直答えるのは厳しいが、市全体で実施していく必要があり、市民活動推進センターだけが実施す

べき事業ではないと思っている。

- ・マイサポいこまの冊子を別途作成するのではなく、広報と一緒に掲載することについて、現在、マイサポいこまの冊子は広報と同時に発送することで金額を抑えられているが、さらに経費を削減できる方法を検討したい。
- ・NPO法に該当し、形式的に誰でも参加できるのであれば公益性があるとみなしているが、会員の半分以上は関係者以外の人に参加するように団体に伝えている。
- ・実際に、関係者以外の人で半分以上参加しているかどうかは、イベント開催時に担当コーディネーターが出向き、確認をしている。担当コーディネーターは嘱託職員であり、担当が行けない場合は他の職員が行くようにしている。
- ・担当コーディネーターによる確認に係る経費の内訳について、業務として実施しているので、人件費の中に含まれている。
- ・会員の半分以上が関係者以外であるかどうかの確認方法について、参加者一人ひとりに聞いて確認することはできないので、状況を見て約半数は一般の方が参加していると判断しているところはある。これまでは現場に行き確認することもなかったが、書面だけの判断ではいけないとして、直接確認するようにしている。また、参加者に対してアンケートを実施するなどして、状況確認をしている。
- ・マイサポいこまの制度の仕組みとしては、市民活動団体を支援する助成金制度の側面と市民啓発の側面があり、枠組みとしては意味があると考えている。
- ・市民啓発の側面として、本事業はマイサポいこまのことを知ってもらうための仕組みではないと考えており、市民活動推進センターとしては別の取組も行っている。マイサポいこまの制度だけを通して、市民活動団体について知ってもらおうとは思っていない。
- ・マイサポいこまの効果について、あると考えている。よくご指摘をいただくのが、同じ団体が支援を受け続けているのかという内容だが、平成29年度から団体の発展や自立を促すようなサポートを実施しており、今年度は30団体中16団体が申請されなかった。申請されなかった理由として、民間の補助金の検討や、自立を図るため市の補助金を受ける期間を自ら決めるといった理由、また、活動のPRを目的に申請を始めたが、一定の目的を達成したとして申請を辞めたという団体もあり、今年度の支援団体数は減少している。
- ・補助金を受けられる期限について、期限を設けているわけではないが、食糧費を対象から削減するなど、運用は変えている。団体の組織力を上げるために、担当コーディネーターをつけて、マイサポいこま以外の方法でも資金調達できるよう助言もしている。また、団体の中には啓発活動として知り合いに呼びかけたりなどあったかもしれないが、強制的に投票させられたというような声は聞いていない。活動をPRすることは大事なので、冊子を広く配布するようには伝えている。
- ・市民の税金が投入される投票制度ではなく、各団体がクラウドファンディングにより自ら資金調達できないかという点について、法人格を持っていない任意団体がほとんどであり、クラウドファンディングはハードルが高い。クラウドファンディングの講座を実施したことがあるが、講師の方も活動によっては駅前で募金箱を持ったほうが資金が集まるのではないかという話があった。そのため、団体や事業によっては、寄付金を募るほうが良いのではないかということは伝えてい

る。

- ・能力がある団体にはクラウドファンディングを実施してもらい、他はイベント時に募金を募るなど、様々な資金調達方法が考えられるということについて、マイサポいこまを取っ掛かりとして実施していきたいと考えている。同じ団体を支援するのではなく、新しい団体を育てていきたいと考えているが、マイサポいこまの仕組みはいいと思うので継続し、運用は適宜変えていきたいと考えている。
- ・今後の運用について、支援の年数制限を設けていないこと、また支援金額の上限が50万円であるというのもどうかと考えるので、検討したいと思う。年数制限については、例えば、期限を過ぎた時点で支援をやめる方法もあれば、期限を過ぎた団体にはステップアップする内容を提案してもらい、提案内容については審査会で審査するという事も考えられる。実際に、前年度と同じ活動をするのではなく、ステップアップするよう指導もしている。
- ・団体の申請状況について、本制度は今年9年目に入るが、半数の団体が単年度の申請となっている。また、マイサポいこまの制度利用は単年度のみだが、活動は継続的にされている。単年度に留まる理由として考えられるのは、PR目的を達成したからというのあれば、書類の作成に手間がかかるので、別の方法で資金調達するという事もある。ここ数年は、団体自ら収入を得られるようにしていただきたいと伝えている。具体的には、マイサポいこまを利用して団体活動をPRし、認知度を上げることで寄附を募れるようにする、参加者から謝礼などで収入を得られるようにするなど、制度がなくても活動できるように、自ら収入を得る必要性について指導している。
- ・指導により資金を自ら調達できるようになった団体について、多いとまでは言えないが、認知度が上がったことにより寄付金を募れるようになった団体はある。他にも、PRすることで活動が広がってきたという団体もあるので、特定の事業だけを取り上げて、指導により資金調達につながったかどうか判断するのは難しい。
- ・特定の団体の応援を指定しているような実態があるのではないかということについて、担当課としてそのような行為は承認していない。全ての支援対象団体を示したうえで自分の活動団体をPRすることは認めているが、自分の活動団体のみを応援するよう呼びかける行為は控えてもらうよう団体には伝えている。
- ・平成27年度から平成30年度のマイサポいこまの実績として届出結果を記載しているが、特定の団体を応援するよう呼びかけられた人であれば、基本的には1団体のみ選択することが多いだろう。しかし、平成28年度からは2団体や3団体を選択する方が増えていることから、特定の団体のみを応援していることはないと思う。

■担当課ヒアリングを踏まえての委員意見

- ・限られた財源をどのように使うことが生駒市にとってよいかということのをこれまで審議してきたが、市民の税金が投入されていることを考え、この事業の優先度として高いかどうかという視点で検討を進めている。そのため、マイサポいこまの目的を否定しているわけではない。
- ・制度の枠内では担当課も努力されていることはわかるが、評価としては「見直し」である。趣旨としては活動団体に自立してもらうことなので、宣伝媒体としてのプラットフォームを作ること

になる。今の制度をソフトランディングさせていく過程で必要であれば継続するという選択肢はあると思うが、年数制限を設けるなど運用面を改善しながら、どうソフトランディングしていき、本来あるべき姿に持っていかっていくことを考えていただく必要がある。

- ・活動の目的はいいと思うが、宣伝費用について、実際はマイサポいこまのことだけしか言及されていないので、啓発の意味も含めて、広報に記載すればコストはだいぶ下がると思う。

(4) 中小企業融資制度

■前回分科会のまとめ

- ・中小企業融資制度が中小企業者にとって意義のある制度であることはよくわかるが、利子補給金について、1社平均3.5万円/年と補助額が低額であることから、中小企業者の経営基盤の強化につながっているとは考えにくい。効果が薄いのであれば、廃止することも検討してはどうかというのが委員会としての意見である。また、信用保証料補助金については、他市でも実施していることや、信用力の弱い企業の誘致にもつながることから必要な制度であると思う。そこで、委員会の提案として、利子補給金を廃止したうえで、信用保証料の補助率を上げるように見直してはどうかと考えるが、担当課の見解はどうか。

■担当課ヒアリング内容

- ・利子補給金を廃止するかわりに、信用保証料を充実させるという案は考えられる。実現するとなると、既に利子補給金を受けられている方に対しては、支払期間が終わるまでは経過措置として支出し続けることになり、信用保証料とのトータルの支出額は増えることにはなるが、担当課としても事務負担が減るので運用しやすくなる。利子補給金の補助額が低額であることから効果が薄いのではないかとのご質問だが、実績がなく信用力の弱い企業がほとんどであるため、制度としては継続したいと考えている。しかし、利子補給金を廃止して信用保証料を充実させることで、企業が受け取る金額が実質あまり変わらないのであれば、見直すことは考えられる。
- ・利子補給金を受けられている方の支払期間が終わるまでの経過措置としての期間について、500万円以上は7年の返済期間が必要となるので、期間として7年は必要になる。
- ・信用保証料の補助率について、生駒市では現在1/2としているが、他市の状況を見てみると、補助率を7/10としているところが多いが、効果との関係で判断すべきなので、補助率が7/10より全額のほうが効果が出るということであれば、全額という判断になる。また、補助率を7/10に見直してみて、事業者の声や他市の状況を見ながら全額に見直すということも考えられる。
- ・市として、稼ぐ自治体を目指しているため、市民にも稼ぐ力をつけていただけるよう中小企業支援を行っているが、中小企業者の意欲を引き出すためには、十分な支援が必要になる。今回提案していただいた案として、利子補給金を廃止するのであれば、信用保証料の補助率は他市と横並びではなく、全額とするほうが生駒市は企業支援に力を入れているということが伝わると考える。現在、企業を支援するということに力を入れている中で、支援の質が下がってしまうということは避けたい。
- ・利子補給金を廃止し、信用保証料の補助率を現在の1/2から全額に見直した場合、全体としての財政的な負担は減少する見込みである。
- ・中小企業の支援として融資制度以外に、より効果を上げるための今後の方向性について、中小企

業融資制度は創業者及び小規模事業者を対象とした制度であるが、それ以外の支援として、国や県が実施する製造業に対しての様々な補助金制度がある。例えば、ものづくり補助金として1,000万円程度の補助金を出すという制度があったり、先進的な設備を導入するという計画を企業が提出した場合、3年間は機械の固定資産税がかからないという制度もあり、いずれも財政的な支援である。そのため、今回の見直しにより財政負担を軽減することができれば、浮いた分の経費を使って企業を財政的に支援できるような制度を新たに作っていきたいと考えている。

- ・国による支援制度はあるが、生駒市としての支援制度は現段階ではまだないことについて、国の支援制度といえば経済産業省や中小企業庁が管轄になるが、国の制度は審査のハードルが高く、組織として部門が確立しているような中小企業でなければエントリーができないので、市レベルで同様の制度を作ることで支援していきたいと考えている。
- ・組織として部門が確立していない中小企業がエントリーできないというのは、申請する資格がないというわけではなく、申請するノウハウがない企業がほとんどであるという意味である。
- ・ノウハウのない企業に対して市が支援することについて、中小企業診断士を講師としたセミナーや勉強会の開催は実施しているが、職員が直接指導するとなると知識がなく、現実的に難しい。
- ・現段階では、中小企業融資制度以外に小規模事業者に対しての支援はないが、創業支援としてセミナーを実施しており、以前に創業したい人を対象に定員30名で募集したところ、48名の応募があった。創業したい人の中には資金がない方もいるので、信用保証料補助の制度を使っただくよう支援をしている。
- ・実際に創業された方の事業について、飲食業が多く、最近でいえばインターネット販売事業が増えている。
- ・利子補給金の上限について、1,000万円融資を受けられた場合、10万円を補助として出すことになる。年数が経つごとに減ってくるが、7年目までは補助することになる。今回提案していただいた見直し案は理解できるが、見直すのであれば他市と同じではなく、信用保証料の補助率は全額としなければあまり意味がないと考える。
- ・信用保証料の補助率7/10と満額を比較した場合の財政的な変化について、平成30年度の実績ベースで信用保証料が約500万円、利子補給金が約800万円となっているので、満額の場合は信用保証料が1,000万円となり、利子補給金を廃止することで300万円ぐらいは削減できる見込みである。

■担当課ヒアリングを踏まえての委員意見

- ・利子補給金を廃止したうえで、信用保証料の補助率を上げるように「見直し」てはどうか。
- ・信用保証料の補助率をどうするかは生駒市の市政方針にかかわることなので、事務局と担当課、理事者の判断になるのではないかと。
- ・市として、稼ご自治体という方向性を打ち出されているということなので、その観点から見て補助率は判断していただくことになるだろう。
- ・利子補給金の経過措置期間のことも考えて、検討していただきたい。